

別添 1

○電波法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表  
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 <u>設備規則第三条第十号に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局</u></p> <p>九〜十（略）</p>	<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八〜九（略）</p>
<p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 <u>設備規則第三条第十号に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局</u></p> <p><u>設備規則第四十九条の二十四の四に規定する技術基準</u></p> <p>九〜十三（略）</p>	<p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八〜十二（略）</p>

○無線設備規則の一部を改正する省令案 新旧対照表  
無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二十一の二 (略)</p> <p>第四節の二十一の三 回転翼航空機に搭載して電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局の無線設備(第四十九条の二十四の三)</p> <p><u>第四節の二十一の四 防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備(第四十九条の二十四の四)</u></p> <p>第四節の二十二 二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備(第四十九条の二十五)</p> <p>第四節の二十二の二～第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～九(略)</p> <p><u>十 「防災対策携帯移動衛星通信」とは、公共業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として防災対策のために行われる無線通信及びその無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。</u></p> <p><u>十一～十五(略)</u></p> <p>第三条の二～第十四条(略)</p> <p>(人体頭部における比吸収率の許容値)</p> <p>第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二十一の二 (略)</p> <p>第四節の二十一の三 回転翼航空機に搭載して電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局の無線設備(第四十九条の二十四の三)</p> <p>第四節の二十二 二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備(第四十九条の二十五)</p> <p>第四節の二十二の二～第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～九(略)</p> <p><u>十～十四(略)</u></p> <p>第三条の二～第十四条(略)</p> <p>(人体頭部における比吸収率の許容値)</p> <p>第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転</p>

する人工衛星をいう。以下同じ。)以外の人工衛星をいう。以下同じ。)に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。)及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局の無線設備(以下この項及び次項において「対象無線設備」という。)は、対象無線設備から発射される電波(対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。)から同時に複数の電波(以下この項及び次項において「複数電波」という。)を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波)の人体(頭部及び両手を除く。)における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり二ワット(四肢にあつては、毎キログラム当たり四ワット)以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない

一・二 (略)

2 (略)

第十五条(第四十九条の二十四の三(略))

第四節の二十一の四 防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備

第四十九条の二十四の四 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で二、〇〇〇MHzから二、〇〇五MHzまでの周波数の電波を送信し二、一九〇MHzから二、一九五MHzの周波数の電波を受信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

する人工衛星をいう。以下同じ。)以外の人工衛星をいう。以下同じ。)に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。)の無線設備(以下この項及び次項において「対象無線設備」という。)は、対象無線設備から発射される電波(対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。)から同時に複数の電波(以下この項及び次項において「複数電波」という。)を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波)の人体(頭部及び両手を除く。)における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり二ワット(四肢にあつては、毎キログラム当たり四ワット)以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない

一・二 (略)

2 (略)

第十五条(第四十九条の二十四の三(略))

ロ 携帯移動地球局が使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

二 前号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

別添 3

○ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案 新旧対照表  
 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和五十六年郵政省令第三十七号)

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十の三 (略)</p> <p><u>三十の四 設備規則第四十九条の二十四の四においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備</u></p> <p>三十一 七十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア (略)</p>		<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十の三 (略)</p> <p>三十一 七十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア (略)</p>	
装	目	装	目
一	試験項	一	試験項
三	測定器等	三	測定器等
四 特定無線設備の種別		四 特定無線設備の種別	
(略)	第	(略)	第
号	三 第二	号	三 第二
一	十 第三	一	十 第三
	三 第三		三 第三
	一 第一		一 第一
	二 第二		二 第二
	(略)		(略)



調度						
変調衝撃係 数	低周波発振器 オシロスコープ	(略)				(略)
プレエンプ アシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)				(略)
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)				(略)
総合周波数 特性	低周波発振器 電力計	(略)				(略)
総合歪及び 雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)				(略)
送信立ち上 がり時間及 び送信立ち 下がり時間	オシロスコープ又 はスペクトル分析 器	(略)				(略)
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ	(略)				(略)
隣接チャネ ル漏えい電 力又は帯域 外漏えい電 力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分 析器	(略)				(略)
搬送波を送 信していな いときの電 力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分 析器	(略)		○		(略)

調度						
変調衝撃係 数	低周波発振器 オシロスコープ	(略)				(略)
プレエンプ アシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)				(略)
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)				(略)
総合周波数 特性	低周波発振器 電力計	(略)				(略)
総合歪及び 雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)				(略)
送信立ち上 がり時間及 び送信立ち 下がり時間	オシロスコープ又 はスペクトル分析 器	(略)				(略)
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ	(略)				(略)
隣接チャネ ル漏えい電 力又は帯域 外漏えい電 力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分 析器	(略)				(略)
搬送波を送 信していな いときの電 力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分 析器	(略)				(略)

受 信 装 置	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)				(略)
	副次的に発 する電波等 の限度	電界強度測定器又 はスペクトル分析 器	(略)	○	○		(略)
	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)				(略)
	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)				(略)
	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)				(略)
	スプリア ス・レスポ ンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)				(略)
	隣接チャネ ル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシ ロスコープ	(略)				(略)
	感度抑圧効 果	標準信号発生器 レベル計	(略)				(略)
	相互変調特 性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)				(略)
局部発振器 の周波数変	周波数計	(略)				(略)	

受 信 装 置	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)				(略)
	副次的に発 する電波等 の限度	電界強度測定器又 はスペクトル分析 器	(略)	○			(略)
	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)				(略)
	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)				(略)
	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)				(略)
	スプリア ス・レスポ ンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)				(略)
	隣接チャネ ル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシ ロスコープ	(略)				(略)
	感度抑圧効 果	標準信号発生器 レベル計	(略)				(略)
	相互変調特 性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)				(略)
局部発振器 の周波数変	周波数計	(略)				(略)	

動						
ダイエノンフ	低周波発振器	(略)				(略)
アンス特性	直線検波器					
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)				(略)

注1～22 (略)  
(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

表示(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
<u>第2条第1項第30号の3に掲げる無線設備</u>	<u>OT</u>
<u>第2条第1項第30号の4に掲げる無線設備</u>	<u>MS</u>
第2条第1項第21号に掲げる無線設備	WZ
(略)	(略)

5 (略)

動						
ダイエノンフ	低周波発振器	(略)				(略)
アンス特性	直線検波器					
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)				(略)

注1～22 (略)  
(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

表示(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
<u>第2条第1項第30号の3に掲げる無線設備</u>	<u>OT</u>
第2条第1項第31号に掲げる無線設備	WZ
(略)	(略)

5 (略)

別添 4

○平成 年総務省告示第 号（防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十四の四第二号の規定に基づき、防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

一 送信装置の条件

- 1 等価等方輻射電力は二デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下であること。
- 2 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信しているときの平均電力より六〇デシベル以上低い値であること。

二 空中線の条件

携帯移動地球局が送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

別添 5

○平成十六年総務省告示第八百五十九号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行																						
<p>別表第二十三号 無線設備の規格コード</p> <table border="1" data-bbox="262 464 1117 799"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>コード</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>設備規則第 49 条の 24 の 3 に規定する携帯移動地球局の無線設備</u></td> <td>HST</td> </tr> <tr> <td><u>設備規則第 49 条の 24 の 4 に規定する携帯移動地球局の無線設備</u></td> <td>SCS</td> </tr> <tr> <td>設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局の無線設備</td> <td>AES</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	コード	(略)	(略)	<u>設備規則第 49 条の 24 の 3 に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	HST	<u>設備規則第 49 条の 24 の 4 に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	SCS	設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局の無線設備	AES	(略)	(略)	<p>別表第二十三号 無線設備の規格コード</p> <table border="1" data-bbox="1240 464 2076 799"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>コード</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>設備規則第 49 条の 24 の 3 に規定する携帯移動地球局の無線設備</u></td> <td>HST</td> </tr> <tr> <td>設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局の無線設備</td> <td>AES</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	コード	(略)	(略)	<u>設備規則第 49 条の 24 の 3 に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	HST	設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局の無線設備	AES	(略)	(略)
項目	コード																						
(略)	(略)																						
<u>設備規則第 49 条の 24 の 3 に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	HST																						
<u>設備規則第 49 条の 24 の 4 に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	SCS																						
設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局の無線設備	AES																						
(略)	(略)																						
項目	コード																						
(略)	(略)																						
<u>設備規則第 49 条の 24 の 3 に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	HST																						
設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局の無線設備	AES																						
(略)	(略)																						

**別添6**

○平成十六年総務省告示第八百六十号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行																						
<p>別表第二号 通信事項コードの欄に記載するコードのコード表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>放流警報又は霧警報に関する事項</u></td> <td><u>DFW</u></td> </tr> <tr> <td><u>無線航行衛星業務に関する事項</u></td> <td><u>RNS</u></td> </tr> <tr> <td>航空保安事務に関する事項</td> <td>ACH</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	コード	(略)	(略)	<u>放流警報又は霧警報に関する事項</u>	<u>DFW</u>	<u>無線航行衛星業務に関する事項</u>	<u>RNS</u>	航空保安事務に関する事項	ACH	(略)	(略)	<p>別表第二号 通信事項コードの欄に記載するコードのコード表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>放流警報又は霧警報に関する事項</u></td> <td><u>DFW</u></td> </tr> <tr> <td>航空保安事務に関する事項</td> <td>ACH</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	コード	(略)	(略)	<u>放流警報又は霧警報に関する事項</u>	<u>DFW</u>	航空保安事務に関する事項	ACH	(略)	(略)
項 目	コード																						
(略)	(略)																						
<u>放流警報又は霧警報に関する事項</u>	<u>DFW</u>																						
<u>無線航行衛星業務に関する事項</u>	<u>RNS</u>																						
航空保安事務に関する事項	ACH																						
(略)	(略)																						
項 目	コード																						
(略)	(略)																						
<u>放流警報又は霧警報に関する事項</u>	<u>DFW</u>																						
航空保安事務に関する事項	ACH																						
(略)	(略)																						

別添7

○平成十七年総務省告示第一二二八号(宇宙無線通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行						
<p>一〜三(略)</p> <p>四 <u>対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で二、〇〇〇MHzから二、〇〇五MHzまでの周波数の電波を送信し二、一九〇MHzから二、一九五MHzの周波数の電波を受信する無線局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、第一項から第三項までの規定にかかわらず次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="190 817 1122 1406"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 817 432 879">周波数</th> <th data-bbox="432 817 1122 879">不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 879 432 1114"> <u>ア 一、九二〇MHzを超え一、九九七MHz以下</u> </td> <td data-bbox="432 879 1122 1114"> <u>任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が(一) 一一一・八デシベル(二) ワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 1114 432 1406"> <u>イ 一、九九七MHzを超え二、〇一〇MHz以下</u> </td> <td data-bbox="432 1114 1122 1406"> <u>次のいずれかの値以下</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が(二) 四二デシベル以下</u></li> <li>二 <u>任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が次の式により求められる値</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	周波数	不要発射の強度の許容値	<u>ア 一、九二〇MHzを超え一、九九七MHz以下</u>	<u>任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が(一) 一一一・八デシベル(二) ワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値</u>	<u>イ 一、九九七MHzを超え二、〇一〇MHz以下</u>	<u>次のいずれかの値以下</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が(二) 四二デシベル以下</u></li> <li>二 <u>任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が次の式により求められる値</u></li> </ul>	<p>一〜三(略)</p>
周波数	不要発射の強度の許容値						
<u>ア 一、九二〇MHzを超え一、九九七MHz以下</u>	<u>任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が(一) 一一一・八デシベル(二) ワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値</u>						
<u>イ 一、九九七MHzを超え二、〇一〇MHz以下</u>	<u>次のいずれかの値以下</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が(二) 四二デシベル以下</u></li> <li>二 <u>任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が次の式により求められる値</u></li> </ul>						

	$-15.1 - 40 \log \left( \frac{2F}{0.288} + 1 \right) \text{ デシベル}$ <p>F：必要周波数帯幅と帯域外領域の境界より中心周波数と反対方向に離れる周波数の値（単位MHz）</p>
ウ 二〇一〇MHzを超えて二〇二五MHz以下	<p>任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が（</p> <p>一）一十六・八デシベル以下の値</p>
エ アからウまでに掲げる周波数以外の周波数	<p>任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が（</p> <p>一）四一デシベル以下の値</p>

五 深宇宙にある宇宙物体に開設する無線局については、第一項から第四項までの規定は適用しない。

六 (略)

四 深宇宙にある宇宙物体に開設する無線局については、第一項から第三項までの規定は適用しない。

五 (略)

別添 8

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令（案） 新旧対照表（下線部分が変更箇所を示す）

改正案				現行			
別表 2（第 3 条関係）				別表 2（第 3 条関係）			
無線局の目的、免許の主体及び開設の理由				無線局の目的、免許の主体及び開設の理由			
無線局の目的	免許の主体及び開設の理由		通信事項	無線局の目的	免許の主体及び開設の理由		通信事項
電気通信業務用	1～3	(略)	(略)	電気通信業務用	1～3	(略)	(略)
公共業務用	4～37	(略)	(略)	公共業務用	4～37	(略)	(略)
	38	国土交通省又は防衛省が、航空法第96条第1項に規定する指示(航空無線航行による指示を除く。)に必要な通信を行うために開設するものであること。	航空交通管制に関する事項	38	国土交通省が、航空法第96条第1項に規定する指示(航空無線航行による指示を除く。)に必要な通信を行うために開設するものであること。	航空交通管制に関する事項	
	39～46	(略)	(略)	39～46	(略)	(略)	
	47	<u>内閣府が、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項第7号の6に規定する人工衛星に開設するものであって、測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とするものであること。</u>	<u>無線航行衛星業務に関する事項</u>	47	外国又は国際機関が、その業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	外交に関する事項	
	48	外国又は国際機関が、その業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	外交に関する事項	48～76	(略)	(略)	
49～77	(略)	(略)	放送事業用	<u>77～81</u>	(略)	(略)	
放送事業用	<u>78～82</u>	(略)	(略)	実験試験用	<u>82～88</u>	(略)	(略)
実験試験用	<u>83～89</u>	(略)	(略)	アマチュア業務用	<u>89～90</u>	(略)	(略)
アマチュア業務用	<u>90～91</u>	(略)	(略)	一般放送用	<u>91～92</u>	(略)	(略)
一般放送用	<u>92～93</u>	(略)	(略)	簡易無線業務用	<u>93</u>	(略)	(略)
簡易無線業務用	<u>94</u>	(略)	(略)	一般業務用	<u>94～145</u>	(略)	(略)
一般業務用	<u>95～146</u>	(略)	(略)	基幹放送用	<u>146</u>	(略)	(略)
基幹放送用	<u>147</u>	(略)	(略)				
別紙 1（第 4 条関係） 無線局の局種別審査基準 第 1 5 アマチュア局 1～4 (略) 5 空中線電力の指定方法				別紙 1（第 4 条関係） 無線局の局種別審査基準 第 1 5 アマチュア局 1～4 (略) 5 空中線電力の指定方法			

使用する送信機の定格出力及び資格に応じて、空中線電力を次表のとおり指定するものとする。ただし、指定する空中線電力の範囲を超える場合等については、別表1に掲げる範囲内で送信機の定格出力に応じて空中線電力を指定する。

指定周波数帯	使用する送信機の定格出力	指定する空中線電力 (W)		
		第1級及び第2級アマチュア無線技士	第3級アマチュア無線技士	第4級アマチュア無線技士
(略)	(略)	(略)		
136.75kHz～52MHz	50W超100W以下	100 <u>注1</u>		
	100W超200W以下	200 <u>注1</u>		
1280MHz	10W以下	10 <u>注2</u>		
(略)	(略)	(略)		

注1：移動する局の空中線電力については、最大50Wとする。

注2：レピーター局の空中線電力については、最大1Wとする。

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

- 第1 (略)
- 第2 陸上関係
- 1 (略)
- 2 公共業務用
- (1)・(2) (略)
- (3) 公共業務用(通信事項が防災対策に関する事項の無線局(中央防災に係る無線局に限る。)の場合に限る。)
- ア 中央防災に係る無線局の審査は、次により行う。
- (ア)～(ウ) (略)
- (エ) 回線構成の基本的原則
- 回線構成は、内閣府が内閣府設置法第4条第1項第18号及び第19号並びに第3項第7号の8及び第15号に規定する任務を遂行すめのために必要な通信及び非常災害時(訓練時を含む。)において情報収集等を行うための通信を確保できるものであることを基本とする。
- (オ)～(キ) (略)
- イ (略)
- (4)～(21) (略)
- 3・4 (略)

第3 衛星関係

- 1 システム別審査基準
- (1)～(12) (略)
- (13) 1164MHzから1300MHzまで及び1559MHzから1610MHzまでの周波数の電波を使用する無線航行衛星業務の人工衛星局
- ア 無線局の目的
- 「公共業務用」であること。
- イ 通信事項
- 「無線航行衛星業務に関する事項」であること。
- ウ 中心周波数及び占有周波数帯幅は以下のとおりであること。

信号	中心周波数	占有周波数帯幅
----	-------	---------

使用する送信機の定格出力及び資格に応じて、空中線電力を次表のとおり指定するものとする。ただし、指定する空中線電力の範囲を超える場合等については、別表1に掲げる範囲内で送信機の定格出力に応じて空中線電力を指定する。

指定周波数帯	使用する送信機の定格出力	指定する空中線電力 (W)		
		第1級及び第2級アマチュア無線技士	第3級アマチュア無線技士	第4級アマチュア無線技士
(略)	(略)	(略)		
136.75kHz～52MHz	50W超100W以下	100 <u>注</u>		
	100W超200W以下	200 <u>注</u>		
1280MHz	10W以下	10		
(略)	(略)	(略)		

注：移動する局の空中線電力については、最大50Wとする。

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

- 第1 (略)
- 第2 陸上関係
- 1 (略)
- 2 公共業務用
- (1)・(2) (略)
- (3) 公共業務用(通信事項が防災対策に関する事項の無線局(中央防災に係る無線局に限る。)の場合に限る。)
- ア 中央防災に係る無線局の審査は、次により行う。
- (ア)～(ウ) (略)
- (エ) 回線構成の基本的原則
- 回線構成は、内閣府が内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第1項第7号及び第8号並びに第3項第7号及び第15号に規定する任務を遂行すめのために必要な通信及び非常災害時(訓練時を含む。)において情報収集等を行うための通信を確保できるものであることを基本とする。
- (オ)～(キ) (略)
- イ (略)
- (4)～(21) (略)
- 3・4 (略)

第3 衛星関係

- 1 システム別審査基準
- (1)～(12) (略)

<u>L 1</u>	<u>1575.42MHz</u>	<u>30.7MHz</u>
<u>L 2</u>	<u>1227.60MHz</u>	<u>30.7MHz</u>
<u>L 5</u>	<u>1176.45MHz</u>	<u>24.0MHz※</u>
<u>L 6</u>	<u>1278.75MHz</u>	<u>42.0MHz</u>

※ 施行規則第2条第61号のただし書きを適用し、その上限の周波数を超過して輻射され、及びその下限の周波数末端において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の2.5パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯とする。

(14) 防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

ア 無線局の目的

「公共業務用」であること。

イ 通信事項

「防災対策に関する事項」

ウ 通信の相手方

「免許人所属の人工衛星局」であること。

エ 移動範囲

全国及び日本周辺海域並びにそれらの上空であること。

オ 空中線電力

空中線系の利得を考慮し、最大等価等方輻射電力が2デシベル(1ワットを0デシベルとする。)以下になるものであること。

第4 包括免許関係

1 (略)

2 電気通信業務用特定無線局以外の特定無線局

(1) MCA陸上移動通信を行う特定無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局

MCA陸上移動通信を行う特定無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局であって、850MHzを超え940MHz以下(以下本項において「800MHz帯」という。)の周波数の電波を使用するもの、又は1,455.35MHzを超え1,513MHz以下(以下本項において「1.5GHz帯」という。)の周波数の電波を使用するものであって、包括免許に係るものの審査は、次の基準により行う。

ア～コ (略)

(2) 防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

防災対策携帯移動地球局(設備規則第49条の24の4に規定する携帯移動地球局をいう。)であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1に定める基準によるほか、次の基準により行う。

ア 運用開始の予定期日

運用開始の予定期日は、原則として免許の日から6か月以内であること。

イ 最大運用数

最大運用数は、運用開始の日(再免許申請の場合にあつては、再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の利用者数(運用数)見込み及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであること。

ウ 工事設計等

施行規則第15条の3第8号に掲げる規格に該当するものであるとともに、適合表示無線設備であること。

第4 包括免許関係

1 (略)

2 電気通信業務用特定無線局以外の特定無線局

MCA陸上移動通信を行う特定無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局であつて、850MHzを超え940MHz以下(以下本項において「800MHz帯」という。)の周波数の電波を使用するもの、又は1,455.35MHzを超え1,513MHz以下(以下本項において「1.5GHz帯」という。)の周波数の電波を使用するものであって、包括免許に係るものの審査は、次の基準により行う。

(1)～(10) (略)